

check

3

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

キャッシュカードの盗難によりご預金が不正に引き出された場合に補償を受けるためには、次の点にもご注意ください。

[1] 盗難キャッシュカード被害の補償対象期間

盗難キャッシュカード被害に対する補償対象は、当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。

ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明された場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数以降に遭った被害となります(この場合においても、キャッシュカードが盗難された日(※)から2年を経過する日後に発生した被害については補償いたしかねる場合があります)。

※キャッシュカードが盗難された日が不明である場合は、盗難キャッシュカードを用いて不正な預金の引出しが最初に行われた日

[2] キャッシュカードの盗難により発生した被害額の全部について補償いたしかねるケース

キャッシュカードの盗難により発生した被害につきましては、お客さまに故意または「重大な過失」がある場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

- ①お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によってご預金が引き出された場合
- ②被害状況についての当金庫に対するお客さまのご説明において、重要な事項に関し偽りがあった場合
- ③戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

check

4

キャッシュカードと暗証番号の管理について

キャッシュカードの管理

- ①キャッシュカードは他人に使用されないよう管理してください。
- ②キャッシュカードは紛失していないかこまめにご確認ください。
- ③キャッシュカードは、暗証番号を記載したメモや暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポート等)とは別々に管理してください。
- ④キャッシュカードは安易に他人に渡さないでください。
- ⑤キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下にキャッシュカードをおかないでください。

暗証番号の管理

- ①暗証番号は他人に知らせないでください。
- ②キャッシュカードに暗証番号を書き記さないでください。
- ③生年月日、電話番号、住所の地番、自動車等のナンバーなど他人に推測されやすい番号を暗証番号に使用しないでください。
- ④キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など他の取引を使用する際の暗証番号に使用することは避けてください。
- ⑤ATMなどを利用されるときは暗証番号を後ろから覗き見されないようご注意ください。

キャッシュカードの盗難・紛失・不正利用にお気づきの際は…

- 万一、キャッシュカードを盗まれたり紛失したりした場合や、預金通帳に身に覚えがない取引が記録されているなどの場合には、ただちに当金庫にご連絡ください(※)。
- 空き巣や車上盗難などの被害に遭われたときは、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性がありますので、念のため当金庫にご連絡ください(※)。

※連絡先につきましては、(社)全国信用金庫協会のホームページ(<http://www.shinkin.org/>)で閲覧できます。

偽造・盗難 キャッシュカード被害が発生した場合の 補償について

いつも当金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。報道等でご存知のとおり、キャッシュカードの偽造や盗難により、預金が不正に引き出される被害が増加しております。

当金庫では、このような犯罪によってお客さまの大切な預金が不正に引き出されることがないように対応しておりますが、万一、個人のお客さまがこのような被害に遭われた場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。

ただし、お客さまに「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、当金庫が被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

また、お客さまにおかれましても、キャッシュカードと暗証番号を厳重に管理していただくとともに、「推測されやすい暗証番号」をご使用の場合は速やかに暗証番号を変更していただきますようお願いいたします。



信用金庫